

平成 28 年度診療報酬改定⑨

調剤報酬について

平成 26 年の診療報酬の改定において、調剤報酬については主に以下の評価が行われました。

- ① 在宅薬剤管理指導業務の一層の推進
- ② 薬局における薬学的管理及び指導の充実
- ③ 後発医薬品の使用促進策
- ④ 調剤報酬における適正化・合理化

このときの答申に添えられた付帯意見の中で、在宅医療の中の『かかり付け薬剤師』の役割とも言える項目があり、今回の改定の論点となっています。

平成 26 年度診療報酬改定に係る答申書付帯意見

1～4 (略)

5. 在宅医療の適切な推進と介護保険との連携について、次に掲げる事項等を調査・検証し、在宅自己注射指導管理料の在り方、在宅医療を主に行う保険医療機関の外来医療の在り方等を引き続き検討すること。

- (1) 機能強化型在宅療養支援診療所等の評価見直しの影響
- (2) 在宅不適切事例の適正化の影響
- (3) 歯科訪問診療の診療時間等
- (4) 機能強化型訪問看護ステーションの実態
- (5) 在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制**

6～11 (略)

12. 後発医薬品の使用促進策、いわゆる門前薬局の評価の見直し、妥結率が低い保険薬局等の適正化等の影響を調査・検証し、調剤報酬等の在り方について引き続き検討すること。

13. 残薬確認の徹底と外来医療の機能分化・連携の推進等のため、処方医やかかりつけ医との連携を含めた分割調剤について引き続き検討すること。

14～15 (略)

平成 27 年 7 月 22 日 中医協 調剤報酬 (その 1) 8 頁

<医薬分業>

医薬分業が導入されて久しいのですが、昨年の処方せんベースで **68.7%**が**医薬分業**を実施されています。**調剤薬局に期待される役割**としては、

- ① 調剤薬局の薬剤師が専門性を発揮して、**一元的な薬学的管理を実施**すること
- ② **多剤・重複投薬の防止**や**残薬解消**など・・・処方の無駄を省き有効利用してもらうこと

- ③ 患者の薬物療法の安全性・有効性が向上すること
- ④ 医療費の適正化にもつながるもの・・・など

が上げられています。しかし一番求められているのは何でしょうか？

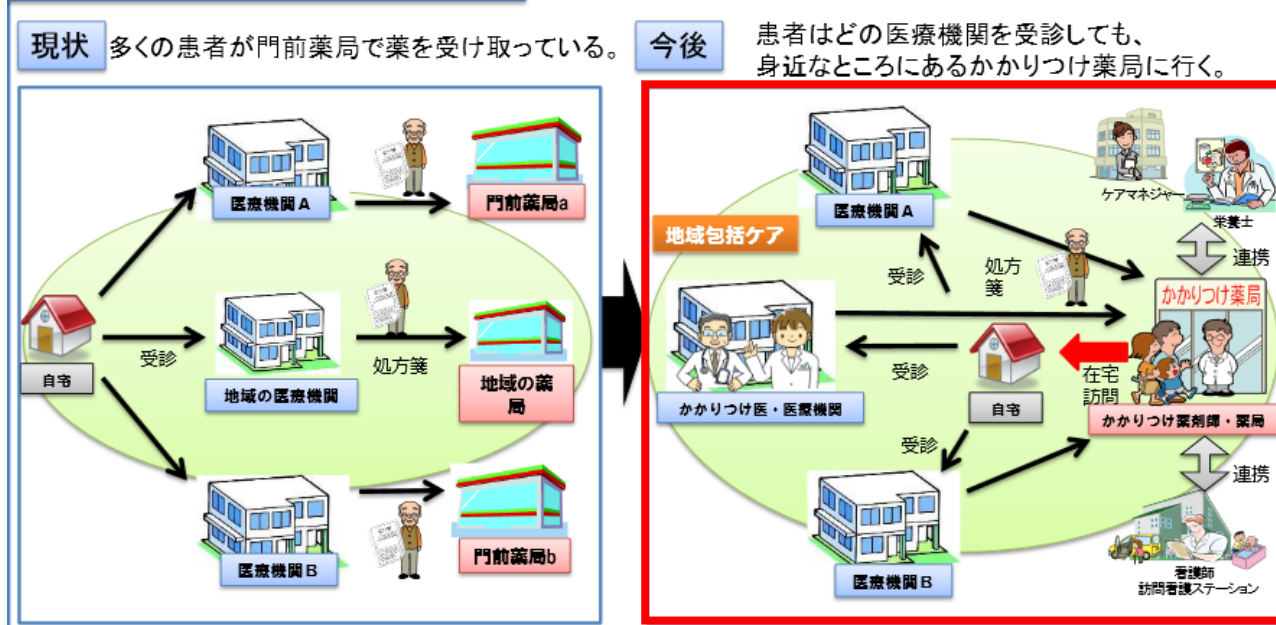
プライマリケアの強化とともに、地域包括ケアシステムにおける調剤薬局及び薬剤師の積極的な参画でしよう。このため、『患者本位の医薬分業』がキーワードとなることでしょう。

医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

5月21日規制改革会議健康・医療WG
厚生労働省提出資料（改）

- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服用薬について一元的な薬学的管理を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

今後の薬局の在り方(イメージ)



平成 27 年 7 月 22 日 中医協 調剤報酬（その 1）12 頁

- **患者本位の医薬分業**・・・かかりつけ薬局の機能を明確化、薬局全体の改革の方向性について検討
⇒いわゆる『門前薬局』の見直し
- プライマリケアの強化・・・**地域包括ケアの観点**から「**患者のための薬局ビジョン**」の策定
⇒薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や医師との連携
⇒服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化

「患者のための薬局ビジョン」～「門前」から「かかりつけ」そして「地域」へ～

○かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能

平成27年10月23日
厚生労働省公表資料改定

- 地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関して、いつでも気軽に相談できる **かかりつけ薬剤師**がいることが重要。
- **かかりつけ薬剤師**が役割を発揮する**かかりつけ薬局**が、組織体として、業務管理（勤務体制、薬剤師の育成、関係機関との連携体制）、構造設備等（相談スペースの確保等）を確保。

1. 服薬情報の一元的・継続的把握

- 主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導を実施。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、お薬手帳の一冊化・集約化を実施。

2. 24時間対応・在宅対応

- 開局時間外でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随時電話相談を実施。
 - 夜間・休日も、在宅患者の症状悪化時など場合には、調剤を実施。
 - 地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、在宅対応にも積極的に関与。
- (参考) 現状でも半分以上の薬局で24時間対応が可能。(5.7万のうち約3万の薬局で基準調剤加算を取得)
・薬局単位での実施が困難な場合には、調剤体制について近隣の薬局や地区薬剤師会等と連携。
・へき地等では、患者の状況確認や相談受付で、薬局以外の地域包括支援センター等との連携も構築。

3. 医療機関等との連携

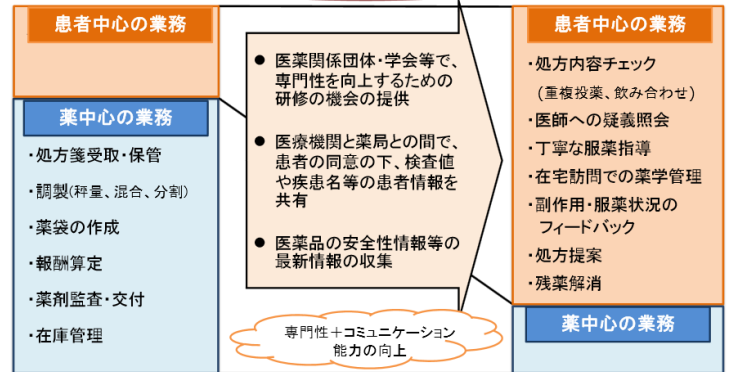
- 医師の処方内容をチェックし、必要に応じ処方医に対して疑義照会や処方提案を実施。
- 調剤後も患者の状態を把握し、処方医へのフィードバックや残薬管理・服薬指導を行う。
- 医薬品等の相談や健康相談に対応し、医療機関に受診勧奨する他、地域の関係機関と連携。

「患者のための薬局ビジョン」～「門前」から「かかりつけ」そして「地域」へ～

○かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

平成27年10月23日
厚生労働省公表資料改定

～対物業務から対人業務へ～



平成 27 年 12 月 4 日 中医協 調剤報酬 (その 2) 11 頁・12 頁

かかりつけ薬剤師・薬局の評価については、患者が選択することが前提です。**かかりつけ薬剤師の要件等を診療報酬上明確にした上で**、当該薬剤師が**医師と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握する業務**を評価、また、かかりつけ薬剤師の業務の包括的な評価も検討されることとなります。

○基準調剤加算・・・**在宅訪問の実績要件**

- ⇒開局時間、相談時のプライバシーに配慮した要件の追加
- ⇒24 時間対応に関する実態に即した要件の明確化、など

○**かかりつけ薬局**・・・薬剤師の配置基準を基準調剤加算の要件に追加することを検討

○**情報提供**・・・患者の選択に資する薬局のサービスの内容も含めて丁寧にわかりやすい情報提供

<対人業務の評価>

○薬剤服用歴管理指導料の見直し

- ⇒**服薬状況並びに残薬状況の確認**及び**後発医薬品の使用に関する患者の意向の確認**のタイミング
- ⇒お薬手帳の取扱い

○**外来患者の服薬支援**に関する取組・・・調剤後の継続的な薬学的管理・指導

- ⇒節薬バッグ運動、おくすり整理そうだんバッグの活用 / など、事例をもとに検討

○**減薬等のための処方内容の疑義照会**に対する評価・・・**高齢者の多剤投与抑制**

- ⇒重複投薬・相互作用防止加算による評価があるが・・・

○調剤料の適正化・・・**調剤重視から服薬管理・指導重視への転換**を検討

- ⇒『**リフィル制度**』の導入を検討

<門前薬局の評価の見直し>

『**患者のための薬局ビジョン**』の中で、立地から機能への転換を図るように促されています。

つまり、門前にあるという利便性（立地）に頼ることなく、薬剤師としての専門性や 24 時間対応・在宅対応等の様々な患者・住民のニーズに対応できる機能を発揮することを通じて『かかりつけ薬局』としての機能により患者に選択してもらえるようにするという事を目標にされています。

○調剤基本料・・・特例加算の見直し

○未妥結減算・・・早期の妥結ができていない調剤薬局では減算が行われる

○かかりつけ薬局の機能を有しない薬局

⇒『患者のための薬局ビジョン』で求められる薬局の姿ではないと判断されるため見直し

<長期処方について>

長期処方については『外来医療：その1』において重点審議が行われています。

○リフィル処方せん・・・一定の期間で繰り返し使える処方せん

⇒長期的に同一処方をするのことに對し効果や安全性（副作用）などの疑問が残る

○高齢者の多剤投薬・・・複数の医療機関から合計 10 種類を超えて投薬（一定割合存在）がある

⇒加齢に伴う体内の薬物動態の変化、自身の服薬行動や医師による薬物治療の提供への影響が懸念

○**残薬**

⇒長期投薬の増加、飲み忘れ・飲み残しや症状の変化により未使用の残薬など

⇒服薬確認・指導をどのようにするのか？

○分割調剤とリフィル制度・・・責任の所在は？

⇒分割調剤：医師は 90 日分の処方箋を発行し、薬局に対して 3 回の分割指示

薬局においては、医師の指示どおり 30 日分ずつ調剤

⇒リフィル：医師は 30 日分の処方箋を、繰り返し利用できる回数（3 回）を記載した上で発行

薬局においては、医師の指示どおり 30 日分ずつ調剤

○後発医薬品の使用促進

○妥結率

<参考資料>

調剤報酬（その1）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000092087.pdf>

調剤報酬（その2）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000106118.pdf>

個別事項（その4 薬剤使用の適正化等について）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000103301.pdf>

平成 28 年度薬価制度改革の骨子（案）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000108103.pdf>